

「人を対象とする生命科学・医学系研究についての情報公開文書」

研究課題名：食道扁平上皮癌における TIF1 の発現意義の解析

・はじめに

日本で癌が原因で亡くなる方のうち、食道癌が占める割合は3.1%と少ないです。病期に応じて手術や化学療法、放射線療法が行われていますが、病期が進行するほど予後不良です。食道癌患者さんの予後改善のため、新規バイオマーカー（タンパク質や遺伝子などの生体内の物質で、病状の変化や治療の効果の指標となるもの）や治療の標的となる物質の発見が望まれています。

TGF-β/Smad シグナルは腫瘍発生に関与しており、TIF1 はそのシグナルの制御に関与することが知られています。TIF1 は腫瘍促進因子としても腫瘍抑制因子としても働くことも知られています。肝細胞癌や膵癌、肺癌では TIF1 が低発現である一方、大腸癌では TIF1 が過剰発現するという報告もあり、癌腫により発現の程度もさまざまです。しかし、食道癌においては TIF1 に関する報告がこれまでありません。本研究では、我が国で約 90%の組織型を占める食道扁平上皮癌に焦点を当て、TIF1 の発現意義とその機能を明らかにすることとあります。

こうした研究を行う際には、血液、組織、細胞など人のからだの一部で、研究に用いられるもの（「試料」といいます）や診断や治療の経過中に記録された病名、投薬内容、検査結果など人の健康に関する情報（「情報」といいます）を用います。ここでは、既に保管されているこうした試料や情報の利用についてご説明します。

・研究に用いる試料や情報の利用目的と利用方法（他機関に提供する場合にはその方法を含みます）について

群馬大学医学部附属病院消化管外科で手術にて根治的切除された切除標本を使って、切除標本の TIF1 の発現を調べ、この結果と患者さんの背景（年齢、性別、病理診断、再発の有無など）を比較し、TIF1 がバイオマーカーや治療標的となるかを考察します。

・研究の対象となられる方

群馬大学医学部附属病院消化管外科(旧第一外科・旧第二外科)において 2010年1月1日～2015年12月31日までに食道癌(組織型は扁平上皮癌に限る)の診断で根治切除術を受けられた方の切除標本のうち、約 125 名を対象に致します。

対象となることを希望されない方は、相談窓口(連絡先)へご連絡ください。  
希望されなかった方の試料または情報は、研究には使用しません。

ただし、対象となることを希望されないご連絡が論文等に公表される以降になつた場合には、ご希望に添えない可能性があることをご了承ください。

(代諾者から受ける場合は、代諾者の選定方針を含む)

本研究は保存検体および既存情報を用いた侵襲・介入のない後ろ向き観察研究です。日常診療のために採取された保存検体および既存情報のみを用いることから、「倫理指針」において、本研究は同意を得ることを必ずしも必要としません。そこで、研究実施の情報を公開し、研究参加を拒否できる機会を保障したうえで当該研究にその保存検体を使用いたします。研究対象者が以下の場合、代諾者からの申し出も受け付けます。

亡くなっている場合

十分な判断力がないと客観的に判断される成年者

意識のない場合、または緊急かつ生命の危機が生じている成年者

病名に対する配慮が必要な成年者

代諾者は研究対象者の配偶者、父母、兄弟姉妹、子・孫、祖父母、同居の親族またはそれら近親者に準ずると考えられる者(未成年者を除く)とします。

#### ・研究期間

研究を行う期間は学部等の長の承認日より2026年3月31日までです。

#### ・研究に用いる試料・情報の項目

群馬大学医学部附属病院消化管外科(旧第一外科/旧第二外科)で食道癌に対し根治切除された切除標本を使って、TIF1 発現や病理学的因子との関係を調べます。また、病歴、治療歴、副作用の発生状況を研究のための情報として用います。

#### ・予想される不利益(負担・リスク)及び利益

この研究を行うことで患者さんに日常診療以外の余分な負担が生じることはありません。また、本研究により対象者となった患者さんが直接受けることのできる利益及び不利益(リスク)はありませんが、将来研究成果は食道癌の悪性度亢進メカニズムの解明及び新しい治療法や診断法の発見の一助になり、多くの患者さんの治療と健康に貢献できる可能性があると考えています。

#### ・個人情報の管理について

個人情報の漏洩を防ぐため、群馬大学大学院総合外科学教室においては、個人

を特定できる情報を削除し、データの数字化、データファイルの暗号化などの厳格な対策を取り、第三者が個人情報を閲覧することができないようにしています。

また、本研究の実施過程及びその結果の公表（学会や論文等）の際には、患者さんを特定できる情報は含まれません。

#### ・ 試料・情報の保管及び廃棄

この研究により得られた検体（切除標本）は、総合外科学教室研究室の鍵のかかる棚に保管します。臨床データも群馬大学総合外科学講座研究室内のパソコンにPCおよびファイルにパスワードをかけた状態で保管いたします。検査を終えた検体および研究のために集めた情報は、今後の研究のために、研究終了後は永年保存します。なお個人を識別できる情報は初期段階で取り除きます。

（管理責任者：宗田 真 准教授）

#### ・ 研究成果の帰属について

この研究により得られた結果が、特許権等の知的財産を生み出す可能性があります。その場合でも、特許権等は研究者もしくは所属する研究機関に帰属することになり、あなたにこの権利が生じることはありません。

#### ・ 研究資金について

この研究を行うために必要な研究費は、総合外科学の研究費をもって行います。

#### ・ 利益相反に関する事項について

研究グループが公的資金以外に製薬企業などからの資金提供を受けている場合に、臨床研究が企業の利益のために行われているのではないか、あるいは臨床研究の結果の公表が公正に行われたいのではないか（企業に有利な結果しか公表されないのではないか）などといった疑問が生じることがあります。これを利益相反（患者さんの利益と研究グループや製薬企業などの利益が相反している状態）と呼びます。この研究の利害関係については、群馬大学利益相反マネジメント委員会の承認を得ております。また、この研究過程を定期的に群馬大学利益相反マネジメント委員会へ報告などを行うことにより、この研究の利害関係について公正性を保ちます。

・「群馬大学 人を対象とする医学系研究倫理審査委員会」について

この研究を実施することの妥当性や方法については、多くの専門家によって十分検討されています。群馬大学では人を対象とする医学系研究倫理審査委員会を設置しており、この委員会において科学的、倫理的に問題ないかどうかについて審査し、承認を受けています。

・研究組織について

この研究は、群馬大学大学院総合外科消化管グループが主体となって行っています。消化管グループとは、上部・下部消化管疾患の手術や抗がん剤加療を含めた治療を実践しているグループです。研究責任者の宗田真（准教授）や、佐伯浩司（教授）が中心となりこの研究を実施しています。

この研究を担当する研究責任者、研究分担者は以下のとおりです。

研究責任者

所属・職名：医学系研究科総合外科学 准教授

氏名：宗田 真

連絡先：027-220-8224

研究分担者

所属・職名：医学系研究科総合外科学 大学院生

氏名：山口 亜梨紗

連絡先：027-220-8224

研究分担者

所属・職名：医学系研究科総合外科学 助教（病院）

氏名：中澤 信博

連絡先：027-220-8224

研究分担者

所属・職名：医学系研究科総合外科学 助教（病院）

氏名：生方 泰成

連絡先：027-220-8224

研究分担者

所属・職名：医学系研究科総合外科学 助教（病院）

氏名：栗山 健吾  
連絡先：027-220-8224

研究分担者

所属・職名：医学系研究科総合外科学 講師（病院）  
氏名：佐野 彰彦  
連絡先：027-220-8224

研究分担者

所属・職名：医学系研究科総合外科学 講師  
氏名：酒井 真  
連絡先：027-220-8224

研究分担者

所属・職名：医学系研究科総合外科学 教授  
氏名：佐伯 浩司  
連絡先：027-220-8224

**・研究対象者の権利に関して情報が欲しい場合あるいは健康被害が生じたときに連絡をとるべき相談窓口について**

研究対象者がこの研究および研究対象者の権利に関してさらに情報が欲しい場合、または研究対象者に健康被害が発生した場合に、研究対象者が連絡をとる担当者は下記のとおりです。何かお聞きになりたいことがありましたら、どうぞ遠慮なくいつでもご連絡ください。

試料・情報を研究に用いることについて、対象者となることを希望されない方は、下記連絡先までご連絡下さい。研究対象者とならない場合でも不利益が生じることはありません。

**【問合せ・苦情等の相談窓口（連絡先）】**

所属・職名：群馬大学大学院医学系医学科総合外科学講座 准教授（責任者）  
氏名：宗田 真  
連絡先：〒371-8511

群馬県前橋市昭和町 3-39-22

Tel：027-220-8224

担当：山口 亜梨紗

上記の窓口では、問合せ・苦情等の他、次の事柄について受け付けています。

- (1) 研究計画書および研究の方法に関する資料の閲覧（又は入手）ならびに  
その方法 他の研究対象者の個人情報および知的財産の保護等に支障がない範囲内に限られます。
- (2) 研究対象者の個人情報についての開示およびその手続（手数料の額も含まれます。）
- (3) 研究対象者の個人情報の開示、訂正等、利用停止等について、請求に応じられない場合にはその理由の説明
- (4) 研究対象者から提供された試料・情報の利用に関する通知  
試料・情報の利用目的および利用方法（他の機関へ提供される場合はその方法を含む。）  
利用し、または提供する試料・情報の項目  
利用する者の範囲  
試料・情報の管理について責任を有する者の氏名または名称  
研究対象者またはその代理人の求めに応じて、研究対象者が識別される試料・情報の利用または他の研究機関への提供を停止すること、およびその求めを受け付ける方法